

## プロバイダ責任制限法の改正

～円滑な被害者救済のための法改正が行われました～

梅田総合法律事務所 弁護士 伴城 宏  
弁護士 今西 知篤

### ▶ POINT

- ① 2021年4月28日に公布された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ責任制限法」)の改正法が2022年10月1日に施行されます。
- ② 主な改正点は、(1)新たな裁判手続(非訟手続)の創設、(2)開示請求を行うことのできる範囲の見直し、(3)事業者の発信者に対する意見聴取義務の見直しの3点です。
- ③ 特に(1)新たな裁判手続(非訟手続)の創設は、実際に運用されてみないと有用性が判断できないため、裁判実務の流れを把握することが重要になります。

### 1 はじめに

約20年前の2001年にプロバイダ責任制限法が制定された時は、プロバイダ責任制限法の適用対象となるインターネットサービスとしては「2ちゃんねる」をはじめとする電子掲示板が想定されていました。その後、電子掲示板以外にも、ブログ、動画・画像共有サービス及びSNS等、様々な種類のインターネット上のサービスが新たに誕生し、インターネットが身近になった今日ではインターネット上の権利侵害投稿が深刻になっています。

このような背景のなかで、同法が抱えていた問題点を解消するために、今般、プロバイダ責任

制限法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます）が定められました。

## 2 主な改正点

### (1) 新たな裁判手続（非訟手続）の創設

#### 1. 新たな裁判手続の創設

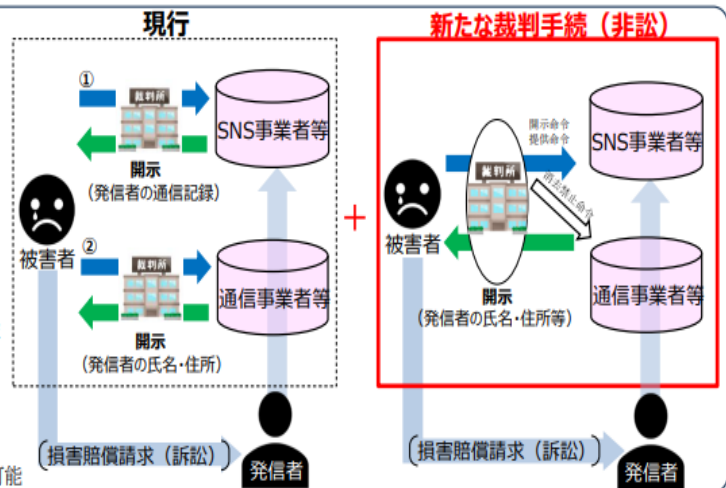
現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続<sup>\*</sup>を経ることが一般的に必要。

<sup>\*</sup>SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

##### 【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令<sup>\*</sup>を設ける。<sup>\*</sup>侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。

<sup>\*</sup>新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能



1

旧法では、権利侵害投稿の発信者を被害者が特定するためには、まず①SNS事業者等のサイト運営者であるコンテンツプロバイダ（以下「CP」といいます）に対し発信者情報開示仮処分の申立てを行って権利侵害投稿のIPアドレスとタイムスタンプを開示してもらい、次に②通信事業者等のアクセスプロバイダ（以下「AP」といいます）に対して発信者情報開示請求訴訟を提起し、発信者の氏名・住所・電話番号等の発信者情報を開示してもらうのが一般的でした。

発信者を特定するまでに2段階の手続を行う必要があり、時間を要するにもかかわらず、APはアクセスログ<sup>2</sup>を3か月～6か月程度で消去してしまうため、時間的制約が問題となり円滑な被害者救済が困難になっていました。

そこで、改正法では、CP及びAPに対する発信者情報開示を一つの手続で行うことを可能にする新たな裁判手続（非訟手続）が創設されました。

具体的な手続は以下の通りです。

まず申立人（被害者）は、CPに対し、発信者情報開示命令（改正法5条）及び提供命令<sup>3</sup>（改正法15条）の申立てを行います。裁判所からCPに対し、提供命令が発令されると、CPから、申立人に対しAPの会社名・住所等が提供されます（改正法15条1項1号）。

次に、この提供をもとに、申立人がAPに対しても発信者情報開示命令を申し立て<sup>4</sup>、申し立てたことがCPに通知をされると、CPからAPに対し、申立人には秘密のまま、保有するIPアドレス及びタイムスタンプ等が提供されます（改正法15条1項2号）。

1 （出典）総務省ホームページ [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777232.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777232.pdf)

2 サーバへのアクセス記録

3 提供命令申立ての要件として、開示命令の申立てが裁判所に係属していることが必要になるので、提供命令申立てを単独で行うことはできません。

4 APに対する開示命令の申立ては、CPに対する開示命令事件が係属する裁判所に専属しますので（改正法10条7項）、これにより一体的な手続になります。

これにより、申立人は CP に対する開示命令事件における裁判所の開示に関する判断を待つことなく、AP に対する消去禁止命令（改正法 16 条）の申立てをすることが可能となり、AP がアクセスログを消去することを防ぐことができますようになります。

## （2）開示請求を行うことのできる範囲の見直し

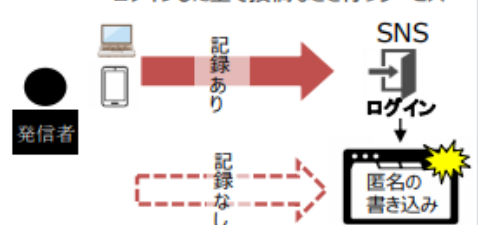
### 2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定するためにログイン時の情報の開示が必要。

**【改正事項】**

- 発信者の特定に必要となる場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。

〈ログイン型サービスのイメージ〉  
ID/パスワードを入力し、アカウントにログインした上で投稿などを行うサービス



5

一般的な電子掲示板であれば、問題となっている権利侵害投稿について、AP がアクセスログを保存しており、権利侵害投稿をされたと考える者は、発信者情報である IP アドレス及びタイムスタンプ等の開示を求めることができました。

しかし、Twitter などのログイン型 SNS では、各投稿自体についてのアクセスログが保存されておらず、ログイン時のアクセスログしか保存されていないため、ログイン時のアクセスと権利侵害投稿のアクセスの同一人物性が断定できず、ログイン時の IP アドレス及びタイムスタンプ等が、旧法の発信者情報の開示対象となるかという議論がありました。

旧法下でも、裁判実務上、ログイン時の IP アドレス及びタイムスタンプ等について発信者情報の開示対象として緩やかに認められているケースが散見されましたが、改正法では、権利侵害投稿と相当の関連性<sup>6</sup>を有するアカウント作成時、ログイン時、ログアウト時、アカウント削除時の通信（「侵害関連通信」といいます）の IP アドレス及びタイムスタンプ等が発信者情報の開示対象となりました（施行規則 5 条各号）。

このようにログイン時等の発信者情報の開示請求を行うことができるのは、プロバイダ等が権利侵害投稿についての IP アドレス及びタイムスタンプ等を保有していない場合など、発信者の特定をするために必要がある場合に限り、認められます（改正法 5 条 1 項 3 号）。

## （3）事業者の発信者に対する意見聴取義務の見直し

旧法でも、発信者情報開示請求がなされた場合に、事業者は発信者に対して、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならないとされていました（旧法 4 条 2 項）。この点につき改正法では、事業者により適切な対応を促す観点から、発信者が開示に応じない場合には、その理由についても聴かなければならないとされました（改正法 6 条 1 項）。

<sup>5</sup> （出典）総務省ホームページ [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777232.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777232.pdf)

<sup>6</sup> 相当の関係性を有するかどうかは、権利侵害投稿と侵害関連通信の時間的近接性で判断されることとなります（山根祐輔、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則」の解説,NBL,2022,No.1220,p4=10）。

### 3 旧法の裁判手続と改正法の新設裁判手続

旧法で行われていた発信者情報開示請求訴訟の提起及び発信者情報開示仮処分<sup>7</sup>の申立て自体は改正後も手段として残されています。

このため、申立人は、旧法の裁判手続か、改正法の新設の裁判手続（発信者情報開示命令の申立て）のどちらでも自由に選択することができます。

それぞれの手続の使い分けとしては、プロバイダが権利侵害について争う姿勢があまり無い場合には改正法の発信者情報開示命令の申立てを行い、他方で、プロバイダが権利侵害について争う姿勢があると見受けられる場合には、発信者情報開示命令が発令されたとしてもプロバイダ側から異議の訴えがなされ、訴訟に移行することで却って時間を要することになるため、旧法の裁判手続を用いたほうがよいと考えます。

ただ、実際にプロバイダが強く争うかどうかは、プロバイダ自体がユーザー保護をどの程度意識しているのか、各プロバイダの価値判断等に大きく影響されます。裁判手続をとる前にプロバイダと具体的な交渉を行うケースは少ないため、事前に確実に判断することは難しいものの、これまでの裁判手続において比較的スムーズに開示に応じているプロバイダについては、改正法における発信者情報開示命令決定に対しても特段争うことなくスムーズに開示に応じると予想されます。

なお、発信者情報開示請求訴訟の提起と発信者情報開示命令申立ては同時に行うことができないと考えられているため注意が必要です。<sup>7</sup>

### 4 おわりに

以上が、プロバイダ責任制限法の改正の概要となります。

昨今、企業もインフルエンサーとタイアップして、SNS などでのプロモーション活動が盛んになっており、インターネットにおいて個人だけではなく企業に対する名誉毀損といった炎上リスクも懸念されています。

今般の改正により権利侵害投稿があった場合に、より迅速な発信者の特定がなされ、円滑な被害者救済が図られることが期待されています。

問題のある投稿について発信者情報の開示を求めるにあたって、そもそも当該投稿が裁判手続において権利侵害投稿であると認められる可能性があるかについては、過去の事案の経験に基づく判断が必要となります。当事務所では、企業に対する名誉毀損に関する発信者情報開示事件も多数取り扱っておりますので、お困りごとがあればお気軽にご相談ください。

---

<sup>7</sup> 発信者情報開示命令は、開示命令決定に対し所定の期間内に異議の訴えが提起されなかった場合等には既判力が付与され、民事訴訟法 142 条（重複する訴えの提起の禁止）の「裁判所に係属する事件」にあたるためです。他方、発信者情報開示仮処分の申立ては、決定に既判力がないため、同条にいう「裁判所に係属する事件」にあたらず、発信者情報開示命令申立てと同時に申し立てること自体は可能とされています。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更 できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有  
いただいで差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

今年 8 月、京都大学の潮見佳男教授の訃報に接しました。潮見先生は、日本を代表する民法学者で、様々な功績、著書を残された偉大な教授でした。

私は法科大学院で潮見先生の授業を受けた程度で、先生を語ることのできる程の関係性はありませんが、授業を受けただけでも、潮見先生の研究への熱意、教育への熱意を強く感じました。学部生時代の恩師が、「潮見先生は凄すぎてもう意味分らない」と冗談交じりに話をされていて、実際に潮見先生の授業を受け、その素晴らしさ・凄まじさに圧倒されたことを鮮明に覚えています。

潮見先生は、授業の際、学生に対し、法曹実務家として、常に自分の頭で理論的に考えるように説いておられました。潮見先生の教えを胸に、私も一人の実務家として、固定観念にとらわれず、常に理論的に考察して、依頼者の皆様に高度な法的サービスを提供していきたいと考えております。

潮見先生のご冥福をお祈りいたします。

(弁護士 江上裕騎)

## 梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島 1 丁目 1 番 5 号 関電不動産梅田新道ビル 12 階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木 6 丁目 8 番 28 号 宮崎ビル 3 階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>